

税務行政執行共助条約への中国等の加盟

1 税務行政執行共助条約の概要

税務行政執行共助条約 (Convention on Mutual Administrative Assistance in Tax Matters: 以下「共助条約」という。) については、平成23年11月号の当欄における「税務行政執行共助条約の徴収共助における米国の留保」において、その概要を述べていることから、繰り返しになるが、共助条約について簡記する。

共助条約は、租税条約のような二国間条約ではなく、多国間条約であることが第1の特徴といえる。特徴の第2は、租税条約が国際的二重課税の排除と脱税の防止を目的としているのに対して、この条約は、情報交換、徴収共助及び文書の送達の三つを柱として、これらの分野において各国の税務当局がお互いに協力し合うとともに、国際協力を通じて、各国において執行される基本的な諸原則の共通化を図ることで、各国が、差別的課税及び二重課税への適切な対抗策を含む納税義務者の正当な利害を保護する努力を払うことである。

2 共助条約への参加

この条約は、多国間租税条約として、1977年9月にOECD理事会勧告、1978年4月に欧州評議会勧告に基づいて条約案作りが開始され、欧州評議会が1987年6月25日、OECD理事会が1987年10月8日に開放に合意したことで、1988年1月25日に開放されている。

2011年2月18日及び19日にパリにおいて開催された「20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明」において、すべての国・地域に対し、租税

情報交換協定のネットワークをさらに拡大することを強く促し、国・地域に対し、税務行政執行共助条約に署名することを考慮するよう奨励することを掲げたのである。

我が国は、この声明を受けて、2011年5月20日開催の衆議院外務委員会において、松本外相(当時)が、本条約は、あらゆる種類の租税について、情報交換、徴収共助、文書送達共助の円滑化を目的とするものであり、経済のグローバル化が進展する中で、近年、租税に関する透明性の確保に消極的な国・地域が国際的な脱税及び租税回避行為の温床となっている状況を重く受けとめて、税務当局間の国際的な相互協力体制を拡充する必要性がG20等の場においても確認されている、と述べて参加する意向であることを示した。したがって、2011年11月にフランスのカンヌで開催されたG20において、共助条約に参加していなかった日本及び中国等の他のG20の国々が参加をしても、これは予定の行動ということになる。

3 共助条約の効果

我が国における近年の情報交換条項を中心とした包括的租税条約の改正は次のとおりである(平成23年11月現在)。

すなわち、①対ルクセンブルク租税条約(平成22年1月26日署名)、②対ベルギー租税条約(平成22年1月27日署名)、③対シンガポール租税条約(平成22年2月4日署名)、④対マレーシア租税条約(平成22年2月10日署名)、⑤対スイス租税条約(平成22年5月21日署名)、⑥対オランダ租税条約(平成22年8月25日署名)、

Topics of International Taxation

⑦対香港新租税協定（平成22年11月9日署名）の条約が改正されている。

また、タックスヘイブン等との情報交換を主とする租税条約は次のとおりである。

すなわち、①対バミューダ新租税協定（平成22年2月2日署名）、②対バハマ新情報交換協定（平成23年1月28日署名）、③対ケイマン諸島新租税協定（平成23年2月7日署名）、④対マン島新情報交換協定（平成23年6月22日署名）があり、現在租税条約として作業中のものに、対ガーンジー新情報交換協定（平成23年1月27日基本合意）、対ジャージー新情報交換協定（平成23年3月18日基本合意）がある。

共助条約は、これらの租税条約とは別に、情報交換等を行うものであり、共助条約に対して、タックスヘイブンが参加していないことから、その効果を疑問視する向きもあるが、税務情報の交換は、二国間租税条約によりカバーされる領域と共助条約によりカバーされる領域を対象とすることになり、共助条約の参加国のみでその効果をみることは少し早計のように思われる。

具体的には、共助条約では、同時税務調査が実施されて、その成果として取得した情報を実施した国の間において交換することになる。したがって、共助条約の加盟国が先進諸国であることから、これらの国の間における税務情報の交換は進展することになる。これに対して、タックスヘイブン等との情報交換を主とする租税条約は、先進諸国とタックスヘイブンとの間の情報交換を行うことを規定したもので、この両者が想定したとおりに利用される状態になれば、各国の税務行政にとって大きな力になるのである。

4 共助条約の見通し

共助条約の参加国は、換言すれば、顔ぶれについては揃ったといえるが、各国がどの程度、この条約を活用することを期待しているのかと

いう点になると、温度差があるようである。例えば、参加国の中には、国内の議会手続が進んでいない国もある。また、一部の規定に留保を付して、自国における執行を行わないとしている国もある。

このような現状の下において、共助条約を活用しようとするためには、まず、共助条約に署名をすることが出発点であるが、その後、条約に関する議会の承認という国内手続が必要になる。そして、さらに、共助条約に規定された条項を執行するために国内法の整備等が必要になる。また、同時税務調査を実施するのであれば、これに従事する職員の養成（各国の税制を含む国際税務の知識、語学力、調査技法等の研修）という問題も生じるのである。

そして、具体的な活動実績を残すことにより、共助条約の活用の試行錯誤の時期も必要になろう。このようなことを勘案すると、すぐに、共助条約が活用される舞台が整うということではない。制度及び人的資源の整備を考えると、早くとも数年先であり、相手国もあることから、少し息の長い実施までのアプローチ期間ということになろう。

しかし、中国、ブラジル等の国も共助条約に参加したということは、税務行政の種々の側面において、マイナスという要素は少ないものと思われる。したがって、数年先にどのようなのかというシミュレーションを行うことは難しいが、税務行政における新しい段階に至ったということはいえるであろう。

中央大学商学部教授

矢内 一好